

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
（平成 29 年度実績）の点検・評価

尼 崎 市
平成 3 1 年 2 月

目次

1 施策評価に当たって

- (1) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (3) 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- <参考1> 次世代計画と総合計画の施策の展開方向相関図・・・・・・・・4

2 施策評価結果

- (1) 目標ごとの評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - ① 子育てを楽しむ家庭環境づくり・・・・・・・・・・・・・5
 - ② すべての子どもが健やかに育つ環境づくり・・・・・・・・7
 - ③ 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり・・・・・・・・9
- (2) 施策ごとの評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

資料編

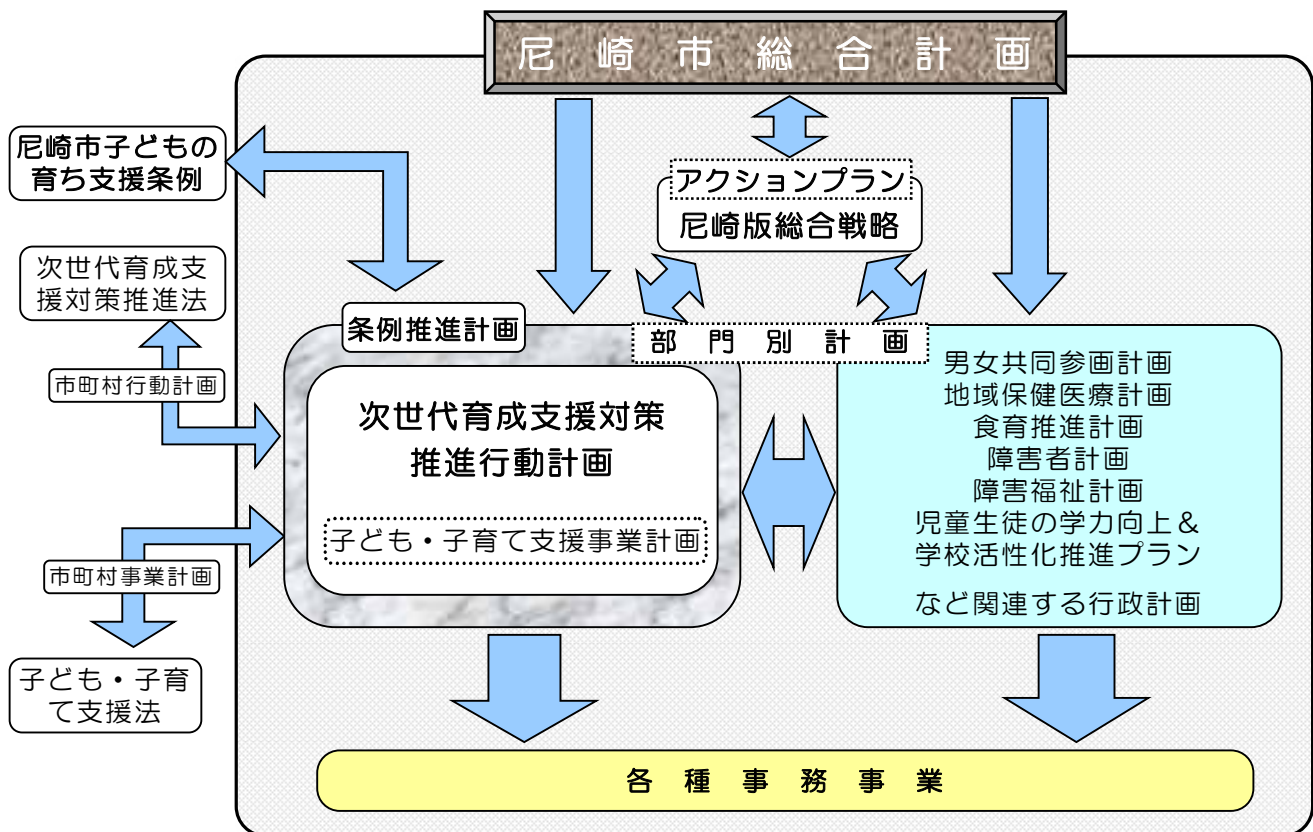
- 1 ライフステージからみた子育て支援の取組み（主なもの）・・・・17
- 2 尼崎市子どもの育ち支援条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

1 施策評価に当たって

(1) 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく市町村行動計画であると同時に、尼崎市子どもの育ち支援条例第 12 条の規定に基づく推進計画として位置づけるものであり、尼崎市子ども・子育て支援事業計画の内容も包含しています。

また、本計画は、尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画（以下「総合計画」といいます。）」の部門別計画とし、総合計画のアクションプランと位置づけられている「尼崎版総合戦略」との整合を図るとともに、本計画の内容は、保健、医療、福祉、教育など、子どもや子育てに関連する分野において本市が策定し、推進している他の行政計画とも整合を図ることとします。



※ 上記の通り、本計画は総合計画の部門別計画として位置づけることから、その進捗管理に当たっては、総合計画の施策評価に基づき、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。

また、尼崎市子ども・子育て支援事業計画は本計画に包含されているものと位置づけますが、その進捗管理に当たっては需給計画であることから、目標事業量に対する数量評価を行い、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。

(2) 計画の体系

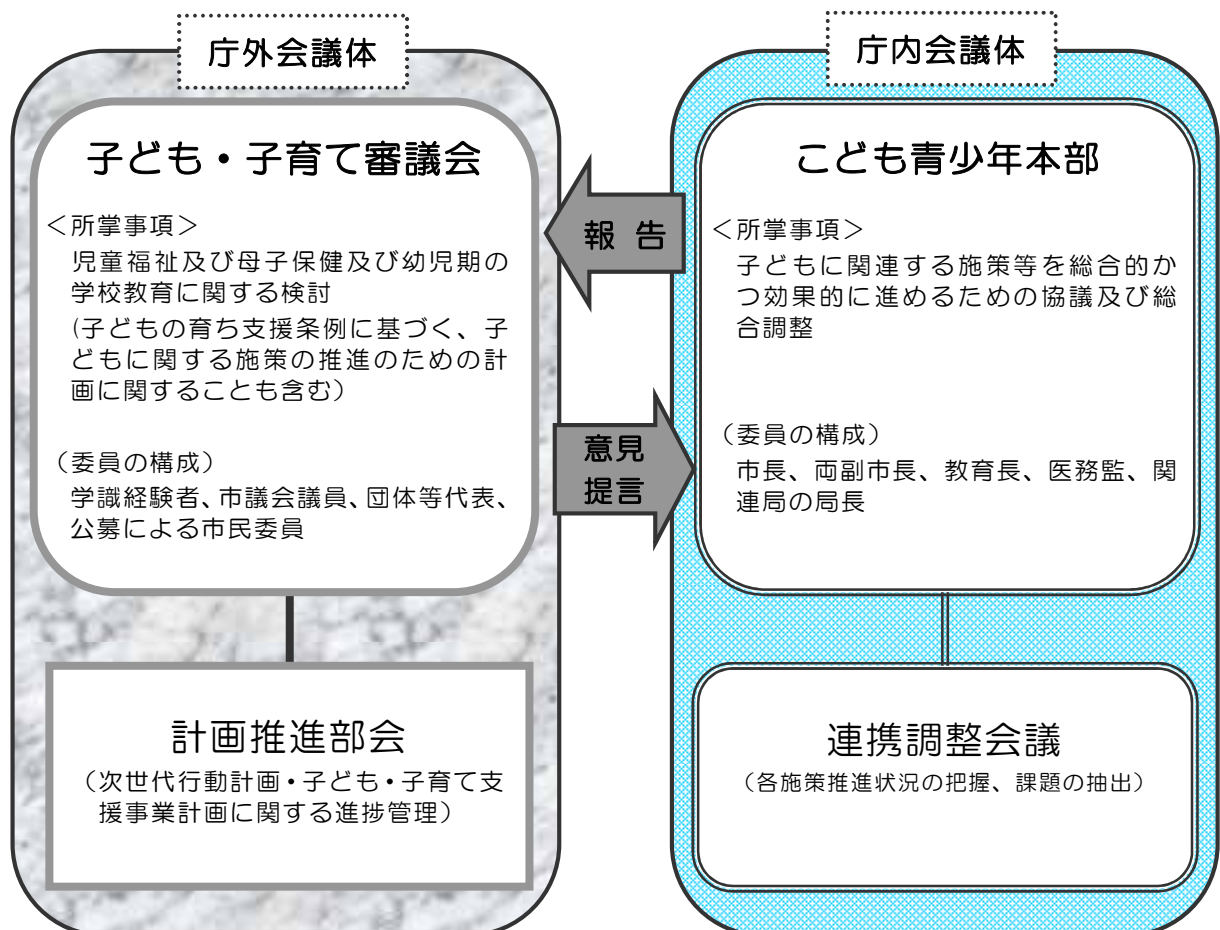
目 標	施 策	施策の方向性
<p>目標 1</p> <p>子育てを楽しむ家庭環境づくり</p>	<p>(1)安全に安心して産み育てるための支援</p> <p>(2)家庭の子育て環境の充実に向けた支援</p>	<p>① 妊産婦・子どもへの健康づくり支援</p> <p>② 子育てしやすいまちに向けた取組み</p> <p>① 家庭の子育てを支える取組み</p> <p>② 子育てと仕事の調和の実現に向けた支援</p>
<p>目標 2</p> <p>すべての子どもが健やかに育つ環境づくり</p>	<p>(1)社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援</p> <p>(2)地域で子育てを支えるための支援</p>	<p>① 要保護・要支援の子どもとその家庭への支援</p> <p>② 障害のある子どもとその家庭への支援</p> <p>① 地域の子育て力を高める取組み</p>
<p>目標 3</p> <p>豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり</p>	<p>(1)学校教育の充実に向けた取組み</p> <p>(2)青少年健全育成のための支援</p>	<p>① 学力向上及び健全な心身の育成</p> <p>② 教育環境の整備</p> <p>③ 学校・家庭・地域社会の連携</p> <p>① 多様な学習機会の提供</p> <p>② 多世代・異年齢との交流</p> <p>③ 青少年の主体的な活動支援</p>

(3) 計画の進捗管理

本計画の施策体系は、総合計画における施策の展開方向に対応した体系となっていることから、総合計画の施策評価システムを活用し、評価（Check）、改善（Action）に力点を置いた、循環型マネジメントサイクル（PDCA サイクル）を推進します。

進捗管理に当たっては庁内会議体（尼崎市こども青少年本部又は連携調整会議）にて施策ごとの点検・評価を行い、その結果を庁外会議体（尼崎市子ども・子育て審議会並びに計画推進部会）に報告し、専門的見地や市民目線での意見・提言を次年度以降の施策の推進に活用しながら、平成 31 年度の目標達成に向けたマネジメントサイクルを実施します。

<計画の進捗管理体制>



＜参考1＞ 次世代計画と総合計画の施策の展開方向相関図

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画	尼崎市総合計画における施策の展開方向																
<p>目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">(1)安全に安心して産み育てるための支援</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">①妊産婦・子どもへの健康づくり支援</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。(04-1) 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。(10-1) 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。(10-2) 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。(10-3) 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。(10-4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">②子育てしやすいまちに向けた取り組み</td> <td style="padding: 5px;">地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組みます。(01-2) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。(12-1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">(2)家庭の子育て環境の充実に向けた支援</td> <td style="padding: 5px;">①家庭の子育てを支える取り組み</td> <td style="padding: 5px;">安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。(04-1) 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。(04-2)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">②子育てと仕事の調和の実現に向けた支援</td> <td style="padding: 5px;">市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。(05-1) 働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用を支援します。(13-3)</td> </tr> </table>	(1)安全に安心して産み育てるための支援	①妊産婦・子どもへの健康づくり支援	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。(04-1) 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。(10-1) 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。(10-2) 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。(10-3) 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。(10-4)		②子育てしやすいまちに向けた取り組み	地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組みます。(01-2) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。(12-1)	(2)家庭の子育て環境の充実に向けた支援	①家庭の子育てを支える取り組み	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。(04-1) 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。(04-2)	②子育てと仕事の調和の実現に向けた支援	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。(05-1) 働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用を支援します。(13-3)	<p>【01 地域コミュニティ】【04 子ども・子育て支援】 【05 人権尊重・多文化共生】【10 健康支援】【12 生活安全】 【13 地域経済の活性化・雇用就労支援】</p>					
(1)安全に安心して産み育てるための支援	①妊産婦・子どもへの健康づくり支援	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。(04-1) 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。(10-1) 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。(10-2) 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。(10-3) 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。(10-4)															
	②子育てしやすいまちに向けた取り組み	地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組みます。(01-2) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。(12-1)															
(2)家庭の子育て環境の充実に向けた支援	①家庭の子育てを支える取り組み	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。(04-1) 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。(04-2)															
	②子育てと仕事の調和の実現に向けた支援	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。(05-1) 働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用を支援します。(13-3)															
<p>目標2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">(1)社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">①要保護・要支援の子どもとその家庭への支援</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。(04-3) 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくりを進めます。(06-3) 相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。(09-1) 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。(09-2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">②障害のある子どもとその家庭への支援</td> <td style="padding: 5px;">障害のある人へ日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。(08-1) 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。(08-2) 地域における交流会の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。(08-3)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(2)地域で子育てを支えるための支援</td> <td style="padding: 5px;">①地域の子育て力を高める取り組み</td> <td style="padding: 5px;">安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。(04-1) すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。(04-3)</td> </tr> </table>	(1)社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援	①要保護・要支援の子どもとその家庭への支援	すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。(04-3) 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくりを進めます。(06-3) 相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。(09-1) 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。(09-2)		②障害のある子どもとその家庭への支援	障害のある人へ日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。(08-1) 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。(08-2) 地域における交流会の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。(08-3)	(2)地域で子育てを支えるための支援	①地域の子育て力を高める取り組み	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。(04-1) すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。(04-3)	<p>【04 子ども・子育て支援】【06 地域福祉】【08 障害者支援】 【09 生活支援】</p>							
(1)社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援	①要保護・要支援の子どもとその家庭への支援	すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。(04-3) 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくりを進めます。(06-3) 相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。(09-1) 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。(09-2)															
	②障害のある子どもとその家庭への支援	障害のある人へ日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。(08-1) 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。(08-2) 地域における交流会の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。(08-3)															
(2)地域で子育てを支えるための支援	①地域の子育て力を高める取り組み	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。(04-1) すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。(04-3)															
<p>目標3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">(1)学校教育の充実に向けた取組み</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">①学力向上及び健全な心身の育成</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現を目指します。(03-1) 体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。(03-2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">②教育環境の整備</td> <td style="padding: 5px;">子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境を整備・充実します。(03-4) 主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。(02-1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">③学校・家庭・地域社会の連携</td> <td style="padding: 5px;">地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。(03-3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="padding: 5px;">(2)青少年健全育成のための支援</td> <td style="padding: 5px;">①多様な学習機会の提供</td> <td style="padding: 5px;">主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。(02-1)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">②多世代・異年齢との交流</td> <td style="padding: 5px;">主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。(02-1) 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。(02-2)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③青少年の主体的な活動支援</td> <td style="padding: 5px;">子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。(04-4)</td> </tr> </table>	(1)学校教育の充実に向けた取組み	①学力向上及び健全な心身の育成	確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現を目指します。(03-1) 体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。(03-2)		②教育環境の整備	子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境を整備・充実します。(03-4) 主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。(02-1)		③学校・家庭・地域社会の連携	地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。(03-3)	(2)青少年健全育成のための支援	①多様な学習機会の提供	主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。(02-1)	②多世代・異年齢との交流	主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。(02-1) 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。(02-2)	③青少年の主体的な活動支援	子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。(04-4)	<p>【02 生涯教育】【03 学校教育】【04 子ども・子育て支援】</p>
(1)学校教育の充実に向けた取組み	①学力向上及び健全な心身の育成	確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現を目指します。(03-1) 体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。(03-2)															
	②教育環境の整備	子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境を整備・充実します。(03-4) 主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。(02-1)															
	③学校・家庭・地域社会の連携	地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。(03-3)															
(2)青少年健全育成のための支援	①多様な学習機会の提供	主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。(02-1)															
	②多世代・異年齢との交流	主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。(02-1) 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。(02-2)															
	③青少年の主体的な活動支援	子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。(04-4)															

2 施策評価結果

(1) 目標ごとの評価

目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり

<平成29年度の実施内容と課題（主なもの）>

施策(1) 安全に安心して産み育てるための支援

- ・ 妊娠届時の全数面接、こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健診等を通じ、妊娠早期からの妊産婦や保護者への支援につなげた。
- ・ 平成30年1月から南北保健福祉センターに新たにプライバシーに配慮した診察室を設けるなど安全・安心な健診環境を整備した。これまで6支所で実施していたものを2か所に集約しての実施となったが、乳幼児受診率は低下することなく上昇している。（平成28年度：94.5%→平成29年度：95.6%）
- ・ 家庭での朝食習慣や野菜摂取の実践に向け、まちづくり協議会、ボランティア、大学、食ビジネス事業者を含む商工会議所等と連携した食育の取組を行い、子どもたちの体験学習の機会が増えた。（連携した食育活動に取り組む団体 平成28年度：49団体→平成29年度：62団体）

ひとり親世帯、共働き世帯が増えるなど家庭環境やライフスタイル、食を取り巻く社会環境が変化する中、家庭の努力だけでは健全な食生活の実践につないでいくことが難しい状況のため、さらなる地域を含めた食環境整備の推進が必要である。
- ・ 青色防犯パトロール活動を行う地域団体1団体を表彰し、2団体に対し支援（活動用物品支給）を実施したほか、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと防犯のまちづくり協定を締結した。また、市域の防犯カメラの活用として、防犯カメラを設置する事業者等の店先などに街頭犯罪防止事業協力店であることを示すステッカーを掲示し、周辺地域の防犯力が高いことを主張することで犯罪の抑止を図るなど、戦略的な取組を進めた。なお、平成29年のひったくり認知件数については対前年比17件増となっているものの、平成30年1月から3月末まででは2件と過去最低件数となっており、これらの各取組が進むことにより効果をあげてきている。
- ・ 自転車教室を受講する小中学生を対象に自転車の交通ルール・マナーの習熟度テストを実施（平均正答率87.2%）し、小中学生の理解度の把握を行った。また、尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づいた自転車適正利用指導を開始し、三和本通商店街や踏切等を重点的に、平成29年10月から延べ86回、2,217人へ口頭指導を行った。

施策(2) 家庭の子育て環境の充実に向けた支援

- ・ 公立保育所では、老朽化が著しい武庫東等3保育所の建替えに係る必要な対応を図った。

建替えの目途が立っていない杭瀬等3保育所については、建替用地の確保

が必要である。

- ・ 私立保育所では、保育環境改善事業により 2 園の増改築（次年度繰越分を含む）、2 園の改築、2 園の大規模改修に対してその費用の一部を補助し 37 人の定員増を図った。
- ・ 小規模保育事業と認可保育所の公募を行った結果、小規模保育事業 5 箇所 81 人の定員を確保した。このほか既存保育所等の分園設置等により前年 4 月と比べ 134 人の定員増を図れた。
- ・ 定員増を上回る保育需要の増が続いており、更なる保育施設等の定員を確保するための多様な取組が必要である。また、保育士不足が顕著であり、更なる保育士確保策の充実や就労継続につなげるための支援が必要である。
- ・ 待機児童の状況が厳しく、利用希望者が多い公設児童ホーム（小園）の整備を行い定員を 40 人増やした。民間児童ホームの定員も 23 人確保し定員拡大を行った。また潮小学校については、緊急対応として平成 29 年度校舎内の教室を活用し定員拡大を図り、併せて児童ホームの施設整備を行った。
待機児童減少のため、利用希望者に対しては公設児童ホームだけでなく、民間児童ホームに関する情報提供も行った。

<平成 30 年度以降の取組み（主なもの）>

施策(1) 安全に安心して産み育てるための支援

- ・ 母子保健事業を通して、切れ目のない支援につなげていくとともに、子育て関係機関とのネットワークを広げていく。妊娠期からの支援において、発達特性のある親子への早期支援や虐待予防対策も行っていることから、子どもの育ち支援センターとの連携について引き続き協議していく。
- ・ 乳幼児健診については、南北保健福祉センターで実施することで、受診環境の向上や、健診日の拡大が図られた等により、受診率は向上している。引き続き、利用者のニーズを踏まえるとともに、実施状況について検証を行い、より良い受診環境を目指していく。
- ・ 商工会議所、食ビジネス事業者などと連携し、商工会議所が新たに開始する認証制度を活用するなどして、栄養バランスに配慮した食事の実践に向けた食環境整備の取組を推進する。
- ・ 市域の防犯カメラの活用策などの街頭犯罪防止に関する様々な取組の成果を、客観的な数値やグラフなどを用いて積極的に PR することで、市民の体感治安の向上、ひいては本市のイメージアップにつなげていく。
- ・ 交通ルールの習得や交通マナーの向上については、小中学生を対象とした習熟度テストの分析の結果を踏まえ、引き続き学校や警察等とも連携しつつ、効果的・効率的な指導方法について検討していく。

施策(2) 家庭の子育て環境の充実に向けた支援

- ・ 公立保育所では、武庫東・北難波の基本設計と戸ノ内の屋上防水改修工事を行う。また、杭瀬等 3 保育所の建替用地の確保を目指す。

- ・ 私立保育所では、国庫補助金を活用して定員増を伴う建替え等に対して整備費の一部を補助する。
- ・ 認可保育所の公募については対象法人の拡大など条件緩和や建設用地として市有地の活用を含めた法人の参入促進を図る。認定こども園への移行・保育定員増のための施設整備補助を行う。小規模保育事業の公募は建物の条件緩和や連携施設の確保支援の強化を図る。
- ・ 私立保育施設等の保育士不足が顕著となっており、さらなる保育士確保策の充実等が求められていることから、法人と協議を行う中で、より効果的な支援策を検討していく。
- ・ 児童ホームの待機児童対策については、公設及び民間児童ホームの定員拡大の取組を進めているものの、今後もその需要は拡大していく見込みであり、引き続き、効果的な待機児童対策に取り組んでいく。

目標2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

<平成29年度の取組内容と課題（主なもの）>

施策(1) 社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援

- ・ 福祉事務所に6名の子どもの育ち支援ワーカー（SSW）を配置、活動校数は前年より若干増加した。

支援の必要な児童を早期発見するための仕組み（スクリーニングリスト）について学び、この仕組みを導入して支援体制を構築した学校では、長期欠席者が約半数になるなど、メディア等からも高く評価された。また、健康福祉局・教育委員会やスーパーバイザー4人とワーカーが連絡会議で、指導助言を受け振り返りをする場を設ける等、活動しやすい環境づくりに努めた。

学校現場におけるワーカーの活動方法、制度理解の浸透については、校内支援システムとなるよう継続した取組が重要である。

- ・ 要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）を開催し、緊密な連携・協力を行い、適切な支援に努めた。平成29年度も要対協への継続計上を見極める見直し会議を年1回は実施する仕組みを構築し、支援を再編することができた。しかしながら、年1回の見直し会議では、変化をキャッチしにくいいため、適切な時期での再評価を行う仕組みづくりが課題である。また、依然として要対協管理対象ケース数は多く、メリハリをつけたケース管理を行うために、要対協事務局で入り口段階における見極めを行う体制を強化していく必要がある。
- ・ 生活保護世帯の中学3年生（191人）の進路調査を行い、ケースワーカーの働き掛けにより学習支援事業の積極的な活用につなげた。なお、平成29年度に学習支援事業に参加した中学3年生は全員高等学校等に進学した。平成30年度より事業規模を3ヶ所から4ヶ所へ拡充することとしており、対象児童のいる世帯に対し活用を図るとともに、進学を控えた中学3年生だけではなく、中学3年生以外も含めた需要の把握に努め、更なる拡充も含め引き続き検証を進めていく必要がある。また、子どもの居場所事業など、類似の活動

を行っている NPO 等の活動内容の情報収集や連携のあり方について検討が必要である。

- ・ 「障害児支援利用計画」の作成を促進していくため、「基幹相談支援センター」の相談支援専門員や委託相談支援事業所が中心となり、相談支援事業所の担当者会や障害種別ごとの「グループ勉強会」、新設の事業所や経験の浅い相談支援専門員を対象とした「書き方教室」を定期的を開催するほか、個別の相談対応も行うことで、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組んだ。その結果、平成 29 年度末の利用計画の作成達成率は 54.6% (722 人 / 1,323 人) となった。利用計画の作成達成率は増加しているが、本来、全支給決定児童への作成が必須であるため、引き続き、「基幹相談支援センター」や委託相談支援事業所が中心となり、達成率の更なる増加に取り組む必要がある。

施策(2) 地域で子育てを支えるための支援

- ・ 子育てコミュニティワーカーによるワークショップでは将来助産師や保育士など子どもに関わる職業を志望する学生に対してロールプレイを行うなど手法も工夫した。また、「食」「学習」などを通じた、大人も子どもも交流できる地域の居場所のほか、ユースワークに対する地域での取組が進むよう、研修会やフォーラムを NPO 法人等と連携して実施した。このように、子育てコミュニティワーカーの活動は地域において認知度も向上し側面支援による成果も上がっているが、地域の子ども・子育て支援や居場所を支える担い手となり得る新たな人材の発掘・育成に向け、庁内関係課と連携を強化し、継続的な取組が必要である。
- ・ 子どもの育ち支援センターの開設準備については、庁内会議等を経て、「子どもの育ち支援センターの概要について」を取りまとめた。開設に向けて、効果的な本格事業、組織運営体制の構築及び専門職の人材確保・育成をする必要がある。また、関係機関との具体的な役割分担や連携の仕組みを検討する必要がある。

<平成 30 年度以降の取組み（主なもの）>

施策(1) 社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援

- ・ 学校の管理職に SSW の活動方法、制度理解の浸透についての研修と併せて、窓口となった教員の体験を他の教員と共有し、気づきを促すような研修を行う。スクールソーシャルワークによる支援については、これまでの課題を踏まえ、教育委員会へ移管することによって、より効果的な支援体制となるよう、取り組んでいく。
- ・ 依然として要対協の管理対象ケース数が多くなっているため、新規ケースを見極める受理会議を定期的実施するとともに、見直し会議を年 2 回程度実施するなどメリハリをつけたケース管理に努める。
- ・ 生活保護世帯等への学習支援は、引き続き、参加が必要な世帯への働き掛けを行う。また、類似の活動を行っている NPO などの活動内容や対象者など

の情報収集を行い、連携できる部分を検討していく。

- ・ 利用計画の作成促進に向けては、相談支援事業所の人材育成や連携強化など、「基幹相談支援センター」が担うべき機能や業務が円滑かつ効果的に進むよう、引き続き、委託法人とも連携を密に図りながら、事業所向けの研修会や連絡会等を定期的に開催していく。また、質の高い計画相談支援や作成達成率の一層の向上を図っていくためには、その中心を担う委託相談支援事業所の体制整備や連携・協力が必要不可欠であるため、今後の進め方や方向性等について、各事業所と協議を重ねていく。

施策(2) 地域で子育てを支えるための支援

- ・ 子育てコミュニティワーカーの活動については、庁内関係課と連携を強化し、引き続き地域活動団体への側面支援を行っていく。
- ・ 子どもの育ち支援センターの開設準備については、総合相談事業、発達相談（5才児発達相談、アウトリーチ、学校園への派遣、診療所の開設、保護者支援等）の各種事業、ネットワーク構築事業（訪問先の拡充）、家庭児童相談の体制整備、こども自立支援室（適応指導教室の見直し、ソーシャルスキルトレーニング事業等）の構築などの本格事業の実施を検討する。

目標3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり

<平成29年度 of 取組内容と課題（主なもの）>

施策(1) 学校教育の充実に向けた取組み

- ・ 全ての小中学校が放課後学習に取り組むとともに、授業補助支援等を通して、学習習慣の定着が徐々に進んでいる。また、アクティブラーニング推進校の公開授業や「アクティブラーニング学習モデル事業」の研修成果の発信等により、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善への取組が進んだ。
- ・ 不登校の要因が多様化・複雑化しており、保護者や発達に課題があるケースも増えている。今まで以上に、西宮こども家庭センター等の関係機関、臨床心理士等の専門家との緊密な連携が必要である。また、「サテライト学習支援事業」においても、はつらつ学級同様に不登校の児童生徒が社会的自立を果たすための支援が必要である。
- ・ 普通教室空調機については、平成29年度は小学校12校の整備を実施し、小・中学校とも設置率は100%となった。
- ・ 「学校と地域の連携・協働活動事業」では、18小学校で地域学校協働本部の実施に至った。
- ・ 「社会力育成事業」においては、3月と8月に生徒に対して研修を実施し、1月には各校が取組の発表と意見交流を行った。その結果、「自分たちの社会力」につながったとの生徒からの回答がどの回も70%程度あり、所属する集団を自分たちの力で良くしていく意識づけが図れた。

施策(2) 青少年健全育成のための支援

- ・ 小学校を通じた情報提供に加え、HP において各こどもクラブの活動内容を発信するなど、保護者や児童への情報発信を工夫することで、事業への参加を促進するとともに、こどもクラブ事業と児童ホーム事業を連携して行う”一体型”の事業の取り組みを継続しながら、プログラムの充実に努めた。
- ・ 平成 31 年秋頃に青少年センターがひと咲きプラザに移転することに合わせ、指定管理者制度を導入することとし、取り組むべき青少年施策の概要や施設レイアウト等を取りまとめ、その概要を公表した。

<平成30年度以降の取組み（主なもの）>

施策(1) 学校教育の充実に向けた取組み

- ・ 「あまっ子ステップ・アップ調査」の具体的な実施内容や活用方法等について検討し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実につながるよう、学校現場と協議する。
- ・ はつらつ学級やサテライト学習支援などにより、不登校児童生徒に対する一定の支援を行うことができたが、要因が複雑化する中、不登校児童生徒の割合は増加傾向にあるので、今後はこれまでの行政による支援に加え、フリースクールなどの民間の取組との連携のあり方について検討する。
- ・ 地域学校協働本部の実施校の拡充及び協働活動の充実に向けて、地域振興センター等とも連携を深め取り組む。
- ・ 「社会力育成事業」において、事業内容の発信方法を検討し、子どもたちの熱心な取組を積極的に紹介していく。

施策(2) 青少年健全育成のための支援

- ・ こどもクラブ事業では、平成 30 年度に数か所のモデル事業実施施設を選定し、これまで閉室時間であった正午から午後 1 時の時間帯を、試行的に夏季休業期間中開所する中で、ニーズの把握や運営面での課題の抽出等を行った。こうした実施結果や利用状況等を踏まえ、こどもクラブ事業のあり方や方向性の検討していく。
- ・ 尼崎市立ユース交流センターが快適な青少年の居場所として機能するよう、必要な整備を行う。また、青少年の居場所等で活動するユースワーカーを養成する仕組みづくりについて、青少年施策の全市展開等と一体的な取り組みとして検討する。

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成29年度実施状況

目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり

施策(1) 安全に安心して生み育てるための支援

●成果、○課題

■今後の取組み

方 施 向 策 性 の	指 標	平成28年度の値	目指す 方向	平成29年度の値	進捗 状況	指標に関連する平成29年度取組内容と課題	平成30年度以降の取組み	
妊 産 婦 ・ 子 ど も へ の 健 康 づ く り 支 援	妊娠11週以内の届け出率	95.5%	↑	95.9%	↗	【妊娠11週以内の届け出率】 ●妊娠届時の全数面接、こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健診等を通じ、妊娠早期からの妊産婦や保護者への支援につなげた。 ○「妊婦健診費用助成事業」について、多胎妊婦は定期健診の回数が多くなることから、経済的に不安を持つ妊婦がいる。	【妊娠11週以内の届け出率】 ■母子保健事業を通して、切れ目のない支援につなげていくとともに、子育て関係機関とのネットワークを広げていく。妊娠期からの支援において、発達特性のある親子への早期支援や虐待予防対策もを行っていることから、子どもの育ち支援センターとの連携について引き続き協議していく。 ■多胎妊婦の妊婦健診費用助成回数について他都市を参考に検討する。	
	乳幼児健康診査事業の受診率	3カ月児	95.8%	↑	97.2%	↗	【乳幼児健康診査事業の受診率】 ●平成30年1月から南北保健福祉センターに新たにプライベートに配慮した診察室を設けるなど安全・安心な健診環境を整備した。これまで6支所で実施していたものを2か所に集約しての実施となったが、受診率は低下することなく上昇している。(平成28年度:94.5%→平成29年度:95.6%) ○乳幼児健康診査の受診率については、前年度から上昇しているが、一定の未受診者が引き続き発生しており、子どもの成長発達が確認できていない実態が一部ある。	【乳幼児健康診査事業の受診率】 ■乳幼児健診については、南北保健福祉センターで実施することで、受診環境の向上や、健診日の拡大が図られた等により、受診率は向上している。引き続き、利用者のニーズを踏まえるとともに、実施状況について検証を行い、より良い受診環境を目指していく。
		9~10カ月児	93.3%		94.9%			
		1歳6カ月児	94.6%		95.5%			
		3歳児	94.4%		94.7%			
	休日・夜間の産婦人科救急患者に対する当番病院の応需体制	100%	→	100%	→	【休日・夜間の産婦人科救急患者に対する当番病院の応需体制】 ●産婦人科救急は当番医療機関で1次救急の応需体制を確保しており、また、平成29年4月から当番医療機関を市ホームページで公表することにより、市民への周知を図った。		
予防接種(法定)の接種率(麻しん・風しん)	1期	99.7%	↑	94.7%	→	【予防接種の接種率】 ●麻しん・風しん混合予防接種の接種率を高めるため、「あまっこねっと」を活用するなど情報発信の回数を年2回から4回へと増やし、接種勧奨を行った。		
	2期	88.9%		90.7%				
毎日朝食を食べる人の割合 ※ ※ 幼児は幼稚園・保育所(園)を通じた保護者向けアンケート結果より算出、小・中学生は全国学力・学習状況調査結果より算出	幼児	96%	↑	96%	→	【毎日朝食を食べる人の割合】 ●家庭での朝食習慣や野菜摂取の実践に向け、まちづくり協議会、ボランティア、大学、食ビジネス事業者を含む商工会議所等と連携した食育の取組を行い、子どもたちの体験学習の機会が増えた。(連携した食育活動に取り組む団体 平成28年度:49団体→平成29年度:62団体) ○ひとり親世帯、共働き世帯が増えるなど家庭環境やライフスタイル、食を取り巻く社会環境が変化する中、家庭の努力だけでは健全な食生活の実践につなげていくことが難しい状況のため、さらなる地域を含めた食環境整備の推進が必要である。	【毎日朝食を食べる人の割合】 ■商工会議所、食ビジネス事業者などと連携し、商工会議所が新たに開始する認証制度を活用するなどして、栄養バランスに配慮した食事の実践に向けた食環境整備の取組を推進する。	
	小学生	94%		94%				
	中学生	90%		90%				
尼っこ健診における生活習慣病の有所見率	63.0%	↓	54.5%	↗	【尼っこ健診における生活習慣病の有所見率】 ●尼っこ健診の有所見率については、「尼崎市学びと育ち研究所」において、要因分析等に着手した。なお、平成29年度の有所見率は54.5%となっており、平成28年度から8.5ポイント減少した。 ○尼っこ健診の有所見率については、引き続き、「尼崎市学びと育ち研究所」において要因分析等を行うとともに、教育委員会等と連携した継続的な支援が必要である。	【尼っこ健診における生活習慣病の有所見率】 ■尼っこ健診については、引き続き、尼崎市学びと育ちの研究所において有所見率の要因分析を行うとともに、教育委員会等との連携体制を強化する中で、支援の継続と拡大に取り組む。		
子 育 て し や す い ま ち に 向 け た 取 組 み	市内の犯罪認知件数	6,959件	↓	6,543件	↗	【市内の犯罪認知件数】 ●青色防犯パトロール活動を行う地域団体1団体を表彰し、2団体に対し支援(活動用物品支給)を実施したほか、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと防犯のまちづくり協定を締結した。また、市域の防犯カメラの活用として、防犯カメラを設置する事業者等の店先などに街頭犯罪防止事業協力店であることを示すステッカーを掲示し、周辺地域の防犯力が高いことを主張することで犯罪の抑止を図るなど、戦略的な取組を進めた。なお、平成29年度のひたくり認知件数については対前年比17件増となっているものの、平成30年1月から3月末まででは2件と過去最低件数となっており、これらの各取組が進むことにより効果をあげてきている。 ●平成29年7月末時点で、前年に比べ増加傾向にあった自転車盗難を抑えるため、過去5年の盗難多発エリアを自転車盗難対策重点地域として取組み、自転車盗難が犯罪であると周知することや、地域の見守り力や防犯意識の向上を目的とした横断幕を設置することによる啓発を行うとともに、警報機付きロックを装備したダミー自転車を活用した社会実験を市内3か所にて実施するなど、継続事業と合わせて進めることで、盗難認知件数が2,193件(前年比63件減)となり、自転車盗難認知件数の減少につながったと考える。 ○ひたくりや自転車盗難対策への取組が効果をあげ、街頭犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、本市の治安やマナーに関する負のイメージを完全に払拭するには至っていないことから、これまでの取組に加え、市域外にまたがる広域的な犯罪を抑止するための対策などの様々な施策を展開するとともに、その成果について、より一層のPRを行う必要がある。	【市内の犯罪認知件数】 ■市内の街頭犯罪認知件数や自転車盗難認知件数は減少しているが、「交通安全や治安の面で安心感を持っている市民の割合」が56.2%となっており、依然として目標の80%に達していない状況にあることから、引き続き、街頭犯罪等の抑止に取り組む。 ■ひたくり認知件数が本年5月時点において、過去最低件数で推移している中、市域の防犯カメラの活用策などの街頭犯罪防止に関する様々な取組の成果を、客観的な数値やグラフなどを用いて積極的にPRすることで、市民の体感治安の向上、ひいては本市のイメージアップにつなげていく。	
	市内の自転車関連事故件数	825件	↓	840件	↘	【市内の自転車関連事故件数】 ●自転車教室を受講する小中学生を対象に自転車の交通ルール・マナーの習熟度テストを実施(平均正答率87.2%)し、小中学生の理解度の把握を行った。また、テスト結果の分析を行ったことで、小中学生の間違えるポイントが歩道通行時のルールに関することであると判明した。 ●尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づいた自転車適正利用指導を開始し、三和本通商店街や踏切等を重点的に、平成29年10月から延べ86回、2,217人へ口頭指導を行った。また、危険とされた理由を示した指導カードを手渡し、危険な理由と正しい利用方法を指導することで自転車の適正利用に一定の効果が見られた。 ○自転車の交通ルール・マナーについては、習熟度テスト結果の分析で判明した内容に基づき、テストの内容等や説明の仕方を工夫するなど、より一層の理解と浸透を図るとともに、児童・生徒が自ら考えることのできる仕組みも検討していく必要がある。 ○条例に基づく自転車適正利用指導については、自転車関連事故マップを更新し、事故多発箇所の分析による指導箇所等の検討を行う必要がある。また、三和本通商店街をモデルとして指導を継続することにより、さらなるルールの定着を図る必要がある。	【市内の自転車関連事故件数】 ■交通ルールの習得や交通マナーの向上については、小中学生を対象とした習熟度テストの分析の結果を踏まえ、引き続き学校や警察等とも連携しつつ、効果的・効率的な指導方法について検討していく。	

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成29年度実施状況

目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり

施策(2) 家庭の子育て環境の充実に向けた支援

●成果、○課題

■今後の取組み

方 施 向 策 性 の	指 標	平成28年度の値	目指す 方向	平成29年度の値	進捗 状況	指標に関連する平成29年度の取組内容と課題	平成30年度以降の取組み
家庭の子育てを支える取組み	身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	48.4%	↑	49.3%	↗	<p>【身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ファミリーサポートセンター運営事業において、アドバイザーの体制強化により、会員数が平成28年度1,865人から、平成29年度は、1,929人に増加した。 ○より身近に受付窓口を設けるなど、更に市民の利便性を高める必要がある。 ●病児病後児保育については平成29年度から新たに兵庫県立尼崎総合医療センターでも実施し、実施施設が4か所となり利用できる環境を整備した。 ○実施施設4か所で、より利用しやすい環境づくりに取り組む必要がある。 	<p>【身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ファミリーサポート運営事業については、児童ホームや子どもクラブ終了後の子どもの預かりの受け皿として、制度の有効な活用策を検討する。 ■病児病後児保育については実施施設4か所で引き続き、事業を実施する。事業のPRを行うとともに、各施設が互いに情報共有する機会を設け、利用しやすい環境づくりに取り組む。
	こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率	90.8%	↑	90.5%	↘	<p>【こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●妊娠届時の全数面接、こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健診等を通じ、妊娠早期からの妊産婦や保護者への支援につなげた。 	<p>【こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■母子保健事業を通して、切れ目のない支援につなげていくとともに、子育て関係機関とのネットワークを広げていく。妊娠期からの支援において、発達特性のある親子への早期支援や虐待予防対策も行っていることから、子どもの育ち支援センターとの連携について引き続き協議していく。
	保育所入所待機児童数 (翌年4月1日時点)	87人	↓	156人	↘	<p>【保育施設等入所待機児童数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所では、老朽化が著しい武庫東等3保育所の建替えに係る必要な対応を図った。 ●私立保育所では、保育環境改善事業により2園の増改築（次年度繰越分を含む）、2園の改築、2園の大規模改修に対してその費用の一部を補助し37人の定員増を図った。 ●平成29年度から保育士宿舎借り上げ支援事業を開始し、8法人・9人に対し補助を行い、保育士の確保等に努めた。 ●小規模保育事業と認可保育所の公募を行った結果、小規模保育事業5箇所81人の定員を確保した。このほか既存保育所等の分園設置等により前年4月と比べ134人の定員増を図れた。また、企業主導型保育事業説明会を開催し同事業の設置促進を図った。 ●公立保育所の民間移管を推進するため、塚口北・富松保育所において複数回の保護者説明会を経て、移管法人の募集を行った。 ●未入所児童の保護者に対し、延べ256件のアフターフォローコール（以下「AFC」という。）を実施し、計100人の未入所児童数の減少につなげた。（助言による保育施設等の利用開始21人、状況の変化による申請辞退79人） ●保育の質の向上を図るため次の取組を行った。ア：「人材育成のための保育所職員研修体系」に基づき私立保育所等も参加可能な専門研修を21回実施。また、年長児交流会において、公私立保育所の保育士が交流する中で人材育成を行うなど保育の質の向上を図った。イ：児童が栽培した野菜を給食に取り入れるなど野菜に興味を持ち、進んで食べる習慣をつける取組を行った。ウ：小規模保育事業の保育の質の向上を図るため、全ての小規模保育事業へ巡回支援やフォローアップ研修等を行った。○建替えの目的が立っていない杭瀬等3公立保育所については、建替用地の確保が必要である。○老朽化が著しい私立保育所がなお存在することから施設の増改築を促進するよう支援が必要である。 ○保育士不足が顕著であり、更なる保育士確保策の充実や就労継続につなげるための支援が必要である。 ○定員増を上回る保育需要の増が続いており、更なる保育施設等の定員を確保するための多様な取組が必要である。また新設認可保育所への応募がなかったことから用地確保など法人の参入促進のための取組が必要である。 ○計画的に民間移管手続きを進めるため、保護者等に対して丁寧な説明を行い理解を求めるとともに、法人が応募しやすいよう努める必要がある。 ○保育施設等利用申請者が大幅に増えていることに加え、地域や年齢によって需給バランスに違いがあり、利用調整が難しくなっている。特に1歳児の保育需要が高く保育施設等での受入ができないなど年齢や地域による需要と供給のアンマッチが起きていることから利用者ニーズに合った受入につなげるための取組が必要である。 ○公立保育所では、採用10年以下の保育士が約60%という年齢構成の中、保育士の年代別に応じた研修を行いその資質を高めていくことが必要である。また、小規模保育事業所数が増加している中、経験年数が短い職員の保育の質の向上のため、フォローアップ研修でも報告書等で研修内容のニーズを把握しながら、研修内容の充実を図る必要がある。 	<p>【保育施設等入所待機児童数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■公立保育所では、武庫東・北難波の基本設計と戸ノ内の屋上防水改修工事を行う。また、杭瀬等3保育所の建替用地の確保を目指す。 ■私立保育所では、国庫補助金を活用して定員増を伴う建替え等に対して整備費の一部を補助する。 ■私立保育施設等に就職した新卒保育士に対し一時金として1年目に10万円の支給や保育士宿舎借り上げ支援事業の補助期間を延長により保育士の確保を図る。 ■認可保育所の公募については対象法人の拡大など条件緩和や建設用地として市有地の活用を含めた法人の参入促進を図る。認定子ども園への移行・保育定員増のための施設整備補助を行う。小規模保育事業の公募は建物の条件緩和や連携施設の確保支援の強化を図る。 ■塚口北・富松の移管法人を選定し、移管に向けて引継ぎ等の事務を進める。また神崎の民間移管手続きを開始する。 ■子ども総合案内窓口を設置し、子育てに関する情報の収集・発信による相談業務の充実を図り、利用者支援を行う。未入所児童の保護者にAFCを戦略的に実施し未入所児童数の減少につなげる。 ■保育士の年代別の研修の他、私立保育所、小規模保育事業所等が対象のキャリアアップ研修を実施する。巡回支援は特に新設～設置後2年目までの事業への支援に重点をおく。 ■私立保育施設等の保育士不足が顕著となっており、さらなる保育士確保策の充実等が求められていることから、法人と協議を行う中で、より効果的な支援策を検討していく。
児童ホーム入所待機児童数 (翌年5月1日時点)	355人	↓	403人	↘	<p>【児童ホーム入所待機児童数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●待機児童の状況が厳しく、利用希望者が多い公設児童ホーム（小園）の整備を行い定員を40人増やした。民間児童ホームの定員も23人確保し定員拡大を行った。 また潮小学校については、緊急対応として平成29年度校舎内の教室を活用し定員拡大を図り、併せて児童ホームの施設整備を行った。 待機児童減少のため、利用希望者に対しては公設児童ホームだけでなく、民間児童ホームに関する情報提供も行った。 ○利用希望者の増などにより、全体の待機児童数が増加し、今後もその傾向が見込まれるため、引き続き公設児童ホーム・民間児童ホームの定員拡大に取り組んでいく必要がある。 	<p>【児童ホーム入所待機児童数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■児童ホームの待機児童対策については、公設及び民間児童ホームの定員拡大の取組を進めているものの、今後もその需要は拡大していく見込みであり、引き続き、効果的な待機児童対策に取り組んでいく。 	
子育てと仕事の調和の実現に向けた取組み	「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加	69.3%	↑	69.4%	↗	<p>【「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性活躍推進の取組については、審議会等の女性の委員割合が上昇し、県内トップとなっている。また、市内労働環境実態調査において「市内事業所の管理職に占める女性割合」の項目を新設し、進捗を図っていくこととした。 ●女性センターとハローワークが共催し女性対象の模擬面接会を実施するなど、女性の就労支援に向けての取組を進めた。 ○多様化する課題に対応していくため、他機関や団体と共催で事業を実施するなど、効果的・効率的な事業展開を図る必要がある。 ●男女共同参画推進員（市民委員）が女性センターの事業や啓発誌発行に参画するなど活動しやすい仕組みづくりを行った。 ○男女共同参画推進員（市民委員）の活動意欲が向上しており、個々に応じた研修等への参画など活動の場づくりについて市民委員とともに検討する必要がある。 ●兵庫労働局との雇用対策協定に基づき、男女ともに個性と能力を十分に発揮できるような働き方について啓発を進め、ワーク・ライフ・バランスの取組推進を図る「ワーク・ライフ・バランスセミナー」をハローワークと共催で実施したことにより、約250社への企業啓発を行った。 ○企業への啓発が非常に重要であることから、次年度においてもハローワークと共催のもと、効果的なテーマ選定及び企業向けセミナーの実施に取り組むとともに、その他関係団体との連携も視野に入れながら取り組む必要がある。 	<p>【「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■女性センターでは関係団体等とのさらなる連携を図るとともに、効果的な共催事業に取り組んでいく。 ■関係団体等との連携の場や機会をとらえて、男女共同参画社会づくりを推進するための研修等に男女共同参画推進員（市民委員）が参画できるように、意欲に応じた活動の場づくりに取り組む。 ■雇用対策協定に基づき、企業のやる気を後押しするテーマを選定し「働き方改革セミナー」を実施するなど、ハローワークとの連携強化に努め、互いの人的、財政的資源を出し合うことで相乗効果となる取組を行う。その他関係団体との連携についても共に検討していく。 ■女性が活躍する社会の促進とワーク・ライフ・バランスのさらなる推進のため、「第3次男女共同参画基本計画」を踏まえ、引き続き関係機関と連携を図る。

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成29年度実施状況

目標2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

施策(1) 社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援

●成果、○課題

■今後の取組み

方 施 向 策 性 の	指 標	平成28年度の値	目指す 方向	平成29年度の値	進捗 状況	指標に関連する平成29年度 の取組内容と課題	平成30年度以降の取組み
要 保 護 ・ 要 支 援 の 子 ど も と そ の 家 庭 へ の 支 援	子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数	30校	↑	32校	↗	【子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数】 ●福祉事務所に6名の子どもの育ち支援ワーカー（SSW）を配置、活動校数は前年より若干増加した。 ●支援が必要な児童を早期発見するための仕組み（スクリーニングリスト）について学び、この仕組みを導入して支援体制を構築した学校では、長期欠席者が約半数になるなど、メディア等からも高く評価された。また、健康福祉局・教育委員会やスーパーバイザー4人とワーカーが連絡会議で、指導助言を受け振り返りをする場を設ける等、活動しやすい環境づくりに努めた。 ○学校現場におけるワーカーの活動方法、制度理解の浸透については、校内支援システムとなるよう継続した取組が重要である。また、効果的な実施には学校に窓口担当教員が不可欠であるが、スクールソーシャルワークの知識や活用経験のある教員が少なく、教員が多忙であるため選任が難しい。	【子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数】 ■学校の管理職にワーカーの活動方法、制度理解の浸透についての研修と併せて、窓口となった教員の体験を他の教員と共有し、気づきを促すような研修を行う。 ■スクールソーシャルワークによる支援については、これまでの課題を踏まえ、教育委員会へ移管することによって、より効果的な支援体制となるよう、取り組んでいく。
	要保護児童に関する個別ケース検討件数	286件	↑	293件	↗	【要保護児童に関する個別ケース検討件数】 ●要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）を開催し、緊密な連携・協力をし、適切な支援に努めた。 ○平成29年度も要対協への継続計上を見極める見直し会議を年1回は実施する仕組みを構築し、支援を再編することができた。 ○年1回の見直し会議では、変化をキャッチしにくいいため、適切な時期での再評価を行う仕組みづくりが課題である。また、依然として要対協管理対象ケース数は多く、メリハリをつけたケース管理を行うために、要対協事務局で入り口段階における見極めを行う体制を強化していく必要がある。	【要保護児童に関する個別ケース検討件数】 ■依然として要対協の管理対象ケース数が多くなっているため、新規ケースを見極める受理会議を定期的に実施するとともに、見直し会議を年2回程度実施するなどメリハリをつけたケース管理に努める。
	生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率	96.9%	↑	93.5%	↘	【生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率】 ●生活保護世帯の中学3年生（191人）の進路調査を行い、ケースワーカーの働き掛けにより学習支援事業の積極的な活用につなげた。なお、平成29年度に学習支援事業に参加した中学3年生は全員高等学校等に進学した。 ○平成30年度より事業規模を3ヶ所から4ヶ所へ拡充することとしており、対象児童のいる世帯に対し活用を図るとともに、進学を控えた中学3年生だけではなく、中学3年生以外も含めた需要の把握に努め、更なる拡充も含め引き続き検証を進めていく必要がある。また、子どもの居場所事業など、類似の活動を行っているNPO等の活動内容の情報収集や連携のあり方について検討が必要である。	【生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率】 ■引き続き、参加が必要な世帯への働き掛けを行う。また、類似の活動を行っているNPOなどの活動内容や対象者などの情報収集を行い、連携できる部分を検討していく。
障 害 の あ る 子 ど も と そ の 家 庭 へ の 支 援	障害児支援利用計画の作成達成率	50.6%	↑	54.6%	↗	【障害児支援利用計画の作成達成率】 ●「障害児支援利用計画」の作成を促進していくため、「基幹相談支援センター」の相談支援専門員や委託相談支援事業所が中心となり、相談支援事業所の担当者や障害種別ごとの「グループ勉強会」、新設の事業所や経験の浅い相談支援専門員を対象とした「書き方教室」を定期的に開催するほか、個別の相談対応も行うことで、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組んだ。その結果、平成29年度末の利用計画の作成達成率は54.6%（722人/1,323人）となった。 ○利用計画の作成達成率は増加しているが、本来、全支給決定児童への作成が必須であるため、引き続き、「基幹相談支援センター」や委託相談支援事業所が中心となり、達成率の更なる増加に取り組む必要がある。	【障害児支援利用計画の作成達成率】 ■利用計画の作成促進に向けては、相談支援事業所の人材育成や連携強化など、「基幹相談支援センター」が担うべき機能や業務が円滑かつ効果的に進むよう、引き続き、委託法人とも連携を密に図りながら、事業所向けの研修会や連絡会等を定期的に開催していく。また、質の高い計画相談支援や作成達成率の一層の向上を図っていくためには、その中心を担う委託相談支援事業所の体制整備や連携・協力が必要不可欠であるため、今後の進め方や方向性等について、各事業所と協議を重ねていく。

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成29年度実施状況

目標2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

施策(2) 地域で子育てを支えるための支援

●成果、○課題

■今後の取組み

方 施 向 策 性 の	指 標	平成28年度の値	目指す 方向	平成29年度の値	進捗 状況	指標に関連する平成29年度の実施内容と課題	平成30年度以降の実施内容
地 域 の 子 育 て 力 を 高 め る 取 組 み	身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	48.4%	↑	49.3%	↗	<p>【身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもの育ち支援センターの開設準備については、庁内会議等を経て、「子どもの育ち支援センターの概要について」を取りまとめた。 ●整備工事の実施設計を完了した。また、電子システムについては、プロポーザル方式で業者を決定し、システム開発に着手した。 ○開設に向けて、効果的な本格事業、組織運営体制の構築及び専門職の人材確保・育成を必要とする。 ○現在実施している西宮こども家庭センターへの職員派遣研修に加え、関係機関や地域・社会資源と連携強化を図る必要がある。 ○関係機関との具体的な役割分担や連携の仕組みを検討する必要がある。 ○電子システムの構築に当たり、個人情報保護に係る規定の整備や万全を期したセキュリティ対策を講じる必要がある。 <p>●ひきこもり等課題を抱える青少年への支援について、庁内各課や事業実施団体等への聞き取り等、事業立案に向けた準備を行った。</p> <p>○ひきこもりの長期化が社会的な問題となる中、当事者をはじめ、親や家族の不安や悩みに対する相談を受けることができる窓口の設置や支援のコーディネート機能、居場所の確保が必要である。</p>	<p>【身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■総合相談事業、発達相談（5才児発達相談、アウトリーチ、学校園への派遣、診療所の開設、保護者支援等）の各種事業、ネットワーク構築事業（訪問先の拡充）、家庭児童相談の体制整備、こども自立支援室（適応指導教室の見直し、ソーシャルスキルトレーニング事業等）の構築などの本格事業の実施を検討する。 ■設備・備品及び組織運営体制等を検討する。 ■市区町村子ども家庭総合支援拠点として機能を発揮できるよう、西宮こども家庭センターと十分に協議していく。 ■保育施設・幼稚園・小中高等学校等に訪問する等のプレ事業を実施し、関係機関等との具体的な役割分担や連携の仕組みを検討する。 ■電子システムについては、子どもの育ち支援条例を改正し、本格稼働に向けた開発を行う。 <p>■教育委員会等と連携して、中学校卒業後の進学も就職もしていないひきこもり気味の青少年の重篤なひきこもりへの移行防止を中心とする取組を検討する。</p> <p>■相談支援等について、アウトソーシングといった手法を含めた検討を行う。</p>
	子育てに関するワークショップや交流会に参加した人の満足度	93.5%	↑	89.4%	↘	<p>【子育てに関するワークショップや交流会に参加した人の満足度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援活動グループ等の主体的な取組が進むよう、子どもの育ち支援条例の理念である地域社会全体で子どもの育ちを支える社会の実現を目指し、子育てコミュニティワーカーによる情報提供等の働きかけや、ワークショップ開催などを実施した。地域社会の子ども・子育て支援により興味・関心が深まるよう、ワークショップでは将来助産師や保育士など子どもに関わる職業を志望する学生に対してロールプレイを行うなど手法も工夫した。 ●「食」「学習」などを通じた、大人も子どもも交流できる地域の居場所のほか、ユースワークに対する地域での取組が進むよう、研修会やフォーラムをNPO法人等と連携して実施した。 ○子育てコミュニティワーカーの活動は地域において認知度も向上し側面支援による成果も上がっているが、地域の子ども・子育て支援や居場所を支える担い手となり得る新たな人材の発掘・育成に向け、庁内関係課と連携を強化し、継続的な取組が必要である。 	<p>【子育てに関するワークショップや交流会に参加した人の満足度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■庁内関係課と連携を強化し、引き続き地域活動団体への側面支援を行っていく。
	少年補導委員による補導活動の延べ人数	16,690人	↑	16,141人	↘	<p>【少年補導委員による補導活動の延べ人数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域補導や毎月10日の一斉補導では、コンビニや量販店・ゲームセンター・カラオケ店など子どもの集まりやすい場所を巡回したり、特別補導では、地元行事や学校行事に合わせた補導活動を実施し、問題行動が発生した場合は、学校や警察と連携対応した。 ●補導体制を強化するため、これまで女性が対象であった補導委員を男性も対象とし募集を行った。 ○日々進化するインターネットの普及により、青少年の問題行動等が多様化しており、問題が表面化しにくくなっている。 	<p>【少年補導委員による補導活動の延べ人数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■引き続き、学校や警察等と情報交換するなど連携を密にし、最近の子どもの現状を踏まえた補導活動を行い、非行化の未然防止に努める。また、インターネットやSNSでのトラブルが増えるなど、問題が潜在化する傾向があるため、より効果的な体制となるよう、検討していく。

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成29年度実施状況

目標3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり

施策(1) 学校教育の充実に向けた取組み

●成果、○課題

■今後の取組み

方 施 向 策 性	指 標	平成28年度の値	目指す 方向	平成29年度の値	進捗 状況	指標に関連する平成29年度取組内容と課題	平成30年度以降の取組み
学 力 向 上 及 び 健 全 な 心 身 の 育 成	学力調査における平均正答率の全国との比較(知識) ※全国平均 (小)国75算79 (中)国77数65	小 国語 70% 小 算数 77%	↑	小 国語 72% 小 算数 76%	↗	【学力調査における平均正答率の全国との比較(知識)】、 【家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合】及び 【授業の内容がよくわかると答えた児童生徒の割合】 ●全ての小中学校が放課後学習に取り組むとともに、授業補助支援等を通して、学習習慣の定着が徐々に進んでいる。 ●アクティブラーニング推進校の公開授業や「アクティブラーニング学習モデル事業」の研修成果の発信等により、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善への取組が進み、全国学力・学習状況調査で「授業では、話し合う活動をよく行っていた」と答えた6年生が78.2%(H28)から82.0%、中学3年生が66.5%(H28)から73.4%に増えた。 ●教育振興基金事業の「英検チャレンジ事業」は受験者が1,111名(H28)から1,352名に増加した。「英語キャンプ事業」では97%の生徒が参加してよかったと回答した。「海外語学研修派遣補助事業」では8名の生徒が参加し、実践的英会話のスキル等を養った。 ○更なる学力向上のためには、個々の児童生徒に応じた継続的な検証改善サイクルによるきめ細かな指導を確立する必要がある。また、学習習慣の確立をさらに進め、主体的に学習に取り組む児童生徒の割合を増やす。さらに、市民に対して学力向上に向けた市の施策や成果、各学校の取組等を広く知らせる必要がある。	【学力調査における平均正答率の全国との比較(知識)】、 【家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合】及び 【授業の内容がよくわかると答えた児童生徒の割合】 ■「あまっ子ステップ・アップ調査」の具体的な実施内容や活用方法等について検討する。その際、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実につながるよう、学校現場と協議する。さらに、HPの充実等により、学力向上に向けた市や各学校の取組等を積極的に発信する。 結果分析は、「尼崎市学びと育ち研究所」や大学と連携しながら進めていく。
	家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合	小 49.9% 中 41.0%		↑			
	授業の内容がよくわかると答えた児童生徒の割合	小 国語 72.9% 小 算数 75.7%	↑	小 国語 74.9% 小 算数 74.0%	→		
		中 国語 70.0% 中 数学 65.7%		中 国語 71.9% 中 数学 60.5%			
	不登校児童生徒の割合	小 0.66% 中 4.46%	↓	小 0.81% 中 3.92%	→		
小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	45.8	↑		45.9		↗	
教 育 環 境 の	普通教室空調機設置率	小 70.7%	↑	小 100%	↗	【普通教室空調機設置率】 ●平成29年度は小学校12校の整備を実施し、小・中学校とも設置率は100%となった。 ○小・中学校全てに空調設備が設置されたものの、既存全館空調設備の老朽化が著しく、機能更新が必要である。	【普通教室空調機設置率】 ■老朽化が著しい13校すべての既存全館空調設備の更新工事を実施する。
		中 100%		中 100%			
学 校 ・ 家 庭 ・ 地 域 社 会 の 連 携	地域学校協働本部の実施校数	7校	↑	18校	↗	【地域学校協働本部の実施校数】 ●「学校と地域の連携・協働活動事業」では、18小学校で地域学校協働本部の実施に至った。平成28年から先行して実施している2校(杭瀬小、尼崎北小)の取組について文部科学大臣表彰を受けた。未実施校全てを個別訪問し、全校実施に向けて支援している。杭瀬小学校で実施した研修会において、地域の方や学校関係者が先行事例を学び、制度の理解を深めた。 ○推進員を安定的に確保することや現在の取組を一層充実していく必要があることから、地域学校協働本部の取組を学校関係者や地域へ一層周知するとともに、各学校での取組が持続可能なものとなるよう、人材発掘や研修等の支援が必要である。	【地域学校協働本部の実施校数】 ■地域学校協働本部の実施校の拡充及び協働活動の充実に向けて、地域振興センター等とも連携を深め取り組む。
	のびよっこ健全育成事業への参加者数	80,008人	↑	79,923人	↘	【のびよっこ健全育成事業への参加者数】 ●「中学校区健全育成事業」等を通して、家庭との協力のもと、携帯電話・スマートフォンの利用についてのルール作りが進み、問題行動件数が昨年度に比べて小学校では538件、中学校では217件の減少につながった。 ○「中学校区健全育成事業」では、より地域とのつながりを強化した取組を推進する必要がある。	
	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があると回答する児童生徒の割合	小 660.3% 中 356.9%	↑	小 652.6% 中 349.4%	↘	【地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があると回答する児童生徒の割合】 ●「社会力育成事業」においては、3月と8月に生徒に対して研修を実施し、1月には各校が取組の発表と意見交流を行った。その結果、「自分たちの社会力」につながったとの生徒からの回答がどの回も70%程度あり、所属する集団を自分たちの力で良くしていく意識づけが図れた。 ○「社会力育成事業」を通して、生徒会執行部が地域社会活動を行っているが、生徒会全体への広がりが少ない。	【地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があると回答する児童生徒の割合】 ■「社会力育成事業」において、事業内容の発信方法を検討し、子どもたちの熱心な取組を積極的に紹介していく。
	学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	27.4%		↑		25.1%	↘
	学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値	3.4点	↑	3.4点	→		

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成29年度実施状況

目標3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり

施策(2) 青少年の健全育成のための支援

●成果、○課題

■今後の取組み

方 施 向 策 性 の	指 標	平成28年度の値	目指す 方向	平成29年度の値	進捗 状況	指標に関連する平成29年度の実施内容と課題	平成30年度以降の取組み
多 様 な 学 習 機 会 の 提 供 / 多 世 代 ・ 異 年 齢 と の 交 流	学習を活かせる講座の受講者数 ※	1,633人	↑	1,879人	↗	<p>【学習を生かせる講座の受講者数】及び【公民館講座・事業数】</p> <p>●公民館や図書館では、読み聞かせボランティアが、親子や子どもを対象に読み聞かせを行った。図書館では、視覚障害の方への朗読会等を実施した。図書ボランティアが、公民館図書室の書架整理を行い読書環境の整備に寄与した。</p> <p>○ボランティアとしての活動の場が更に広がるよう支援する必要がある。</p> <p>●多様化する地域課題に対する学びを深めるため、講座内容の種類を充実させたこと、また、講座の受講対象者の年齢層が少しでも広がるよう意識して講座を企画した結果、幅広い層からの参加があった。</p> <p>●立花公民館では、子育て支援ネットワーク団体の活動を、地域振興センター等と共に側面支援し、団体主催の事業の企画・実施に結び付けた。他の公民館でも、他機関等と連携し、住民が地域課題等を主体的に学習できる講座等を実施した。</p> <p>○学習ニーズを把握し、生活や地域において様々な活動に活かせる講座を企画するにあたり、各地区において、地域振興センター等との連携を一層強化する必要がある。</p>	<p>【学習を生かせる講座の受講者数】及び【公民館講座・事業数】</p> <p>■ボランティアが学習の成果を発揮できる場や交流連携の場を充実する。</p> <p>■公民館では、地域課題や社会問題を扱う講座を継続的に開催していく。</p> <p>■公民館と地域振興センター等との連携は、引き続き、6地区全体で取り組む。</p>
	公民館講座・事業数 ※	377	↑	386	↗	<p>●「生き方探究キャリア教育支援事業」は、実施校を増やすことができた。(20校→22校) また、課題のあった園田地区での運営面での負担は、各学校からの協力が得られ、継続的な実施が可能となった。</p> <p>○「生き方探究キャリア教育支援事業」の実施校の増加に向けて、引き続き各学校と調整を行っていく必要がある。</p>	<p>■「生き方探究キャリア教育支援事業」を学社連携の事業として持続し、実施校の拡大と充実に努める。</p>
青 少 年 の 主 体 的 な 活 動 支 援	青少年活動の団体数	35団体	↑	29団体	↘	<p>【青少年活動の団体数】、 【青少年センターの月平均利用者数(青少年)】及び 【青少年の居場所の数】</p> <p>●平成31年秋頃に青少年センターがひと咲きプラザに移転することに合わせ、指定管理者制度を導入することとし、取り組むべき青少年施策の概要や施設レイアウト等を取りまとめ、その概要を公表した。</p> <p>○指定管理者に担わせる業務の検討を進めるとともに、青少年施策の実施にあたっては若者の成長を手助けするユースワーク機能を重視し、移転先のみならず各地域においても公共施設等を活用しながら施策の全市展開に取り組む必要がある。</p> <p>●青少年の居場所の拠点として、青少年センターのロビーや学習室等を開放するとともに、公共施設1か所、民間施設3か所を新たに地域の居場所として加え、計10か所を市ホームページ等で紹介した。また、居場所の担い手となる人材等の発掘・育成のため、ユースワーク講演会を開催するとともに、社会福祉協議会及びNPO団体が主催するユースワーク研修会等への協力を行った。</p> <p>○講演会や研修会において、居場所づくりをはじめとした青少年支援への関心の高さがうかがえたものの、活動につながる仕組みがない状態である。</p>	<p>【青少年活動の団体数】、 【青少年センターの月平均利用者数(青少年)】及び 【青少年の居場所の数】</p> <p>■青少年センター(移転後は尼崎市立ユース交流センター)については、移転に合わせて指定管理者制度を導入することで、民間事業者の専門性とノウハウを活用し、多様化する青少年ニーズに対応するとともに、施設の効果的・効率的な管理運営を行う。</p> <p>■尼崎市立ユース交流センターが快適な青少年の居場所として機能するよう、必要な整備を行う。また、青少年の居場所等で活動するユースワーカーを養成する仕組みづくりについて、青少年施策の全市展開等と一体的な取り組みとして検討する。</p> <p>■既存の地域の居場所については、紹介可能な居場所の情報収集を行い、ホームページ等にて積極的に紹介を行う。さらに新たな青少年の居場所の設置に向けた仕掛けをNPO法人等と連携のもと進めていく。</p> <p>■青少年の居場所づくりについては、若者の成長を手助けするユースワークの視点をより一層強め、取り組んでいく。</p>
	青少年センターの月平均利用者数(青少年)	3,409人	↑	3,677人	↗		
	青少年の居場所の数	7箇所	↑	10箇所	↗		
	子どもクラブの登録児童率	35.5%	↑	35.2%	↘		

※ 上記指標のうち、「学習を活かせる講座の受講者数」、「公民館講座・事業数」については、青少年以外の受講者数、青少年向け以外の講座・事業数を含む。

資料編

1 ライフステージからみた子育て支援の取組み（主なもの）

目標	施策	妊娠期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	
子育てを楽しむ家庭環境づくり	産み育てるための支援 安全に安心して	母子健康手帳の交付	予防接種(水痘(水ぼうそう)・BCG・四種混合ワクチン・麻しん・風しん・日本脳炎・子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン など)																			
		妊婦健診	乳幼児健診(3か月・9か月・1歳6か月・3歳)					思春期健康教育(喫煙・飲酒・性に関する正しい知識)														
		妊婦歯科健診	妊産婦訪問・新生児訪問・未熟児訪問		親子歯科健診																	
		マタニティセミナー	食育の推進(各種講座・人材養成など)										尼っこ健診		尼っこ健診							
		出産一時金	小児救急医療電話相談										保健相談									
	家庭の子育て環境の充実に 向けた支援		あまっこいきいきナビ、あまっこねっと、ピギナス										市報、ホームページ									
			ファミリーサポートセンター																			
			すこやかプラザ、つどいの広場																			
			乳幼児医療費助成、こども医療費助成、児童手当																			
			母子家庭等地域生活支援、児童扶養手当、母子家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金																			
すべての子どもが健やかに育つ 環境づくり	社会的支援を必要とする 子ども・家庭への支援	こんには赤ちゃん	一時預かり、延長保育					病児・病後児保育														
			保育所(園)・認定こども園における教育・保育の実施					児童ホーム														
		育児支援専門員派遣	地域型保育(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育)					総合的利用者支援														
			企業等への啓発、女性・勤労婦人センター(各種講座・イベント等)																			
			障害児福祉手当、特別児童扶養手当、障害者(児)医療費助成、補装具・日常生活用具の給付等、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成、リフト付自動車派遣、福祉タクシー利用料助成、障害者バス特別乗車証交付																			
	地域で子育てを 支えるための支援		児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障害者(児)移動支援、障害者(児)日中一時支援																			
			障害児相談支援																			
			民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・見守り活動																			
		助産施設											生活保護受給家庭・生活困窮家庭の児童生徒に対する学習支援									
			スクールソーシャルワーク																			
豊かな心と生きる力を 育むための支援	学校教育の充実に 向けた取組み		子育てサークル										子ども会(リーダースクール)									
			赤ちゃんの駅										スポーツ少年団や青少年を対象とした活動団体によるイベント・交流									
			保育所(園)・認定こども園における地域の親子同士や高齢者など多世代との交流										少年補導員による地域巡回・声かけ・相談・補導などの活動									
			教育相談																			
			特別支援教育																			
	青少年健全育成の ための支援		私立幼稚園就園奨励補助					要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助										修学援助金				
			幼稚園における教育・保育の実施					環境体験		自然学校		青少年芸術体験		トライやる・ウィーク			高校生就業体験					
			学力向上への取組み																			
			児童生徒の健全育成、こころの教育推進、いじめの防止																			
			図書館での読み聞かせ、幼少期の英語学習応援										青少年センター(異年齢交流、居場所)、青少年体育道場(柔道、剣道やレクリエーション活動など)									
	公民館での読み聞かせ、世代間交流、イベント、まつり など										青少年種目別交流大会(体操、バレーボールなど)											
											子ども会(地域のイベント、まつり、野外活動)											
											少年音楽隊											
											こどもクラブ											
	青少年いこいの家、丹波少年自然の家、美方高原自然の家																					

2 尼崎市子どもの育ち支援条例

○尼崎市子どもの育ち支援条例

平成21年12月18日

条例第41号

改正 平成25年3月7日条例第18号

改正 平成30年6月22日条例第38号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 大人の役割等（第4条—第8条）

第3章 子どもの主体性のはぐくみ（第9条・第10条）

第4章 子どもに関する施策の策定及び推進（第11条・第12条）

第5章 子どもの育ちを支える仕組み（第13条—第18条）

第6章 雑則（第19条—第21条）

付則

子どもは、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。

すべての子どもの健やかな育ちは、すべての市民の幸せな暮らしへとつながります。

子どもは、生まれたときから、学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれています。

子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々とかかわりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切にす心、他者を尊重する心、規範意識等がはぐくまれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

人々が共に暮らす社会では、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人一人の人権が尊重されなければならない、互いに他者の人権を尊重し合うとともに、社会の決まりを守り、協力して心豊かな社会をつくることが求められます。そして、子どもには、これらのことを学ぶ機会が与えられなければなりません。

大人が子どもにかかわるときは、子ども一人一人が尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識し、また、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合っ、信頼関係を築くことが大切です。そして、大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任を果たすことができるように育てる責任があります。

私たちのまちのすべての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、すべての市民の願いです。

そのために、すべての大人は、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を整えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません。

ここに、私たちは、子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、子どもの人権を尊重することを基本とした子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、地域住民、子ども施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策についての基本的事項及び子どもの育ちを支える仕組みを定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に居住する者、子ども施設に在籍する者又は市内に勤務場所を有する者で、その出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- (2) 子どもの人権 児童の権利に関する条約において児童の権利として定めるものをいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（子どもを除く。）又はこれらの者を構成員とする法人その他の団体（以下「法人等」という。）をいう。
- (5) 子ども施設 保育所、幼稚園、学校その他の子どもが入所し、通所し、通園し、又は通学することにより集団生活を通じて学び、育つ場としての施設で、市が設置し、又は市内に存するものをいう。
- (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人等で、事業活動を行うものをいう。
- (7) 関係機関 子どもの育ちに関する行政機関、医療機関等で、市及び子ども施設以外のものをいう。
- (8) 要支援の状態 虐待若しくはいじめを受けている状態、不登校の状態、非行その他の問題行動を行っている状態若しくは発達支援（発達障害者支援法（平成16年法第167号）第2条第4項に規定する発達支援をいう。）が必要な状況又はこれらの状態に至る可能性が高い状態をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。
- (2) 子どもが様々な責任を果たすことができる大人に成長することができるように、その学び、育つ力が伸ばされるとともに、子どもが他者とのかかわりを大切に主体的に考え、行動していく力がはぐくまれること。
- (3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市により、それぞれの役割又は責務に応じ、主体的な取組がなされるとともに、これらの者の相互の連携により、子どもが健やかに育つことができるための環境が整えられること。
- (4) 福祉、保健、教育その他の関連分野において、子どもの育成に関して総合的な取組がなされること。

第2章 大人の役割等

(保護者の役割)

第4条 保護者は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの育ちを支える第一義的な責任があること及び家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを自覚して、家族とともに次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが心身ともに安らぐことができるような家庭環境づくりを行うこと。
- (2) 乳幼児期から、子どもの人格を尊重し、子どもと向き合うこと。
- (3) 子どもが基本的な生活習慣、他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。

(地域住民の役割)

第5条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域社会が子どもの社会性及び豊かな人間性をはぐくむ場であること並びに地域社会に家庭における子育てを補完する機能があることを認識して、相互につながりを深めるとともに、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 地域社会での子どもの生活上の安全に配慮するなどの子どもが安心して生活することができるための地域環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもが他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者に対する知識の提供、交流の機会づくり等の支援を行うこと。

(子ども施設の役割)

第6条 子ども施設は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが考える力、創造力等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (2) 子どもが、集団生活における他者とのかかわりを通じて他者を尊重する心、規

範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。

(3) 要支援の状態にある子ども（以下「要支援の子ども」という。）の早期発見及びその支援を行うこと。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、地域社会における社会貢献等の社会的な責任を認識して、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

(1) 子どもの育成に関して保護者、地域住民又は子ども施設が行う活動及び市が行う事業並びに第10条に規定する子どもの主体的活動に協力すること。

(2) 地域住民が第5条第1号に掲げる役割を果たすことに協力すること。

(3) 自己の従業員が保護者であるときは、第4条各号に掲げる保護者の役割を認識し、当該従業員がその子どもとのかかわりを深めることができるように配慮すること。

（市の責務）

第8条 市は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる責務を有する。

(1) 子どもに関する施策を策定し、その推進に当たっては、福祉、保健、教育その他の関連分野において総合的に取り組むとともに、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携すること。

(2) 保護者、地域住民、子ども施設及び事業者がそれぞれ第4条各号、第5条各号、第6条各号及び前条各号に掲げる役割を果たすことができるように働き掛けを行うこと。

(3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関がそれぞれ又は相互に連携を図ることができるように支援を行うこと。

(4) この条例の趣旨について市民等の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずること。

第3章 子どもの主体性のはぐくみ

（子どもの主体性のはぐくみ）

第9条 子どもは、様々な責任を果たすことができる大人へと成長するように、次の各号に掲げる事項について、その年齢及び成長に応じ、学ぶこと及び主体的に考え、行動することに努めなければならない。

(1) 他者を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと。

(2) 社会生活上の決まりを守ること。

(3) 他者とのかかわりを大切にすることで、主体的に生きていく力を高めること。

2 大人は、子どもの人格を尊重し、その年齢及び成長に応じた意見等を聴くとともに、子どもが社会的な自立に向けて学ぶこと及び主体的に考え、行動することを支えなければならない。

（子どもの主体的活動への支援）

第10条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市は、子どもの社会的な自立

に資するため、他者とかかわり合える機会をつくるよう努めるとともに、子どもの社会参加並びにスポーツ活動、文化活動等に関する子どもの自主的な企画及び運営による活動（以下これらを「子どもの主体的活動」という。）への支援に努めなければならない。

第4章 子どもに関する施策の策定及び推進

（子どもに関する施策の策定及び推進）

第11条 市は、次の各号に掲げる事項に係る子どもに関する施策を策定し、これを推進するものとする。

- (1) 子どもの健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 子どもが育つための、安全かつ良好な生活環境づくり及び子どもの豊かな心をはぐくむ教育環境づくりに関すること。
- (3) 子ども同士のかかわり合い及び子どもの多様な体験の機会づくりに関すること。
- (4) 子どもの主体的活動の機会づくりに関すること。
- (5) 子育て家庭に対する子育てに係る負担の必要に応じた軽減に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子どもが健やかに育つための環境づくりに関すること。

（推進計画等）

第12条 市長は、前条の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるほか、あらかじめ、尼崎市子ども・子育て審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 5 市は、推進計画に基づく子どもに関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。
- 6 市は、推進計画に基づく施策の実施状況等について、必要に応じて子どもの意見を聴く機会を設けること等により調査を行い、当該施策の実施状況等の検証を行わなければならない。

（平25条例18・一部改正）

第5章 子どもの育ちを支える仕組み

（地域社会の子育て機能の向上）

第13条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び市は、基本理念にのっとり、それぞれ又は相互のつながりを深めて、地域社会の子育て機能が向上するよう努めなければならない。

- 2 市は、地域社会の子育て機能の向上に資するため、次に掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 保護者及び地域住民が子どもの育ちを支えるための主体的な取組並びに自主的な企画及び運営による活動を行うことの奨励及び促進に関すること。

(2) 子ども、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関による子どもの育ちを支えるための主体的なつながりの形成及び拡充並びにその継続への支援に関すること。

3 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関は、前項第2号に掲げる事項について市が講ずる措置に協力するよう努めなければならない。

(要支援の子どもへの支援等)

第14条 市は、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携し、要支援の子どもの早期発見に努めるとともに、要支援の子どもを認知したときは、当該要支援の子どもが置かれている家庭生活、集団生活等における環境をその最善の利益となるように改善するため、保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び要支援の子どもの支援について識見を有する者のうちから市長が指定する者（以下「支援関係者」という。）と連携したうえで、様々な社会資源を活用して、当該要支援の子どもに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令に要支援の子どもの支援に関する規定がある場合は、当該法令の定めるところによる。

2 市は、前項本文の規定による支援の実施に当たっては、当該支援に係る要支援の子ども及び支援関係者の意見等から福祉、保健、教育その他の関連分野に係る総合的な視点に立って当該要支援の状態となった要因を把握したうえで、支援関係者及び市による当該要支援の子どもに対する支援に係る方針（以下「支援方針」という。）を決定するものとする。

3 支援関係者（子ども施設のうち市が設置するものを除く。）は、支援方針に基づき、要支援の子どもに対する支援を行うよう努めなければならない。

4 市は、第1項本文の規定による支援を適切に行うため、支援方針の決定、当該支援方針に基づく市及び各支援関係者の役割の分担その他当該支援方針に基づく支援の実施に関し、支援関係者と必要な調整を行うことができる。

(支援関係者に対する協力要請等)

第15条 市は、前条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、支援関係者に対して、当該支援に必要な情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 支援関係者のうち、子ども施設及び関係機関は、前項の規定による協力の求めがあったときは、これに応じなければならない。

3 支援関係者のうち、保護者、地域住民及び事業者は、第1項の規定による協力の求めがあったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(支援に係る協議等)

第16条 市及び支援関係者は、第14条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、必要があると認めるときは、相互に当該支援を行うために必要な協議（以下「支援に係る協議」という。）を求め、当該支援に必要な情報の交換を行うことができる。

2 市の職員若しくは支援関係者（法人等にあつては役員又は職員、子ども施設にあ

ってはその職員)又はこれらの職若しくは地位にあった者は、正当な理由なく、支援に係る協議において知り得た情報を第三者に提供してはならない。

(体制の整備等)

第17条 市は、第13条第2項の規定により講ずる措置及び第14条第1項本文の規定による支援を効果的に実施するための体制を整備するものとする。

2 市は、第13条から前条まで(第14条第1項ただし書を除く。)の規定に基づく子どもの育ちを支える仕組み(以下「この条例による子どもの育ちを支える仕組み」という。)及び同項ただし書の規定に基づく子どもの育ちを支える仕組みの一体的な運用に努めるものとする。

第6章 雑則

(要支援の子ども等に関する情報の活用)

第18条 市長及び尼崎市教育委員会は、第14条第1項本文の規定による支援その他の要支援の子どもに対する支援を適切に実施するため必要があると認めるときは、当該支援の実施に必要な限度において、法令の規定に従い、その保有する要支援の子ども又はその保護者(以下「要支援の子ども等」という。)の属する世帯の構成その他の要支援の子ども等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は相互に提供することができる。

(調査研究)

第19条 市は、第11条の規定による子どもに関する施策の策定及び推進並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みの運用等に必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第20条 市は、第11条の規定により子どもに関する施策を策定し、及び推進し、並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みを運用するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月7日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成30年6月22日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。